

第15回藤沢市石綿関連疾患対策委員会  
会議録

2021年（令和3年）4月

総務部 行政総務課

開催日：2021年（令和3年）2月10日（水）

時間：18時29分から20時25分まで

場所：ウェブ会議にて実施。なお、事務局及び担当課等は、藤沢市役所本庁舎  
5階 5-1会議室にて実施。

出席者：村山委員長，永倉副委員長，名取委員，塩見委員，清水委員，牛島委員，  
久保委員，赤堀委員，湊委員

【事務局】林総務部長，斎藤総務部参事，古澤行政総務課主幹，  
増田行政総務課課長補佐，中野行政総務課主査

【担当課】宮原子ども青少年部長，古郡子ども青少年部参事，  
岩井保育課主幹，椎名保育課課長補佐，福岡保育課上級主査，  
中田保育課職員  
石田職員課主幹，小田職員課主査

欠席者：吉村委員

傍聴者：0名

委員長	それでは，第15回藤沢市石綿関連疾患対策委員会を開催したい と思います。よろしく願いいたします。 まず，事務局から本日の会議の出席状況等について，ご報告をお願い いたします。
事務局 （中野行 政総務課 主査）	ご覧のとおり，初めてのZ o o m開催になりますが，委員のご出席 が9名でございます。吉村委員からは，ご連絡はないのですが，ご 欠席あるいは遅れてご参加という形かなと思います。 いずれにしましても，本日の会議が成立していることをご報告いた します。 傍聴者はゼロ名でございます。 また，本日の会議につきまして，調査・認定部会の部会員をしてく ださっております弁護士の菅野さんと，アスベストセンターの尾 形さんも，オブザーバーとしてご参加いただいておりますので，よ

	<p>ろしくお願いいたします。</p> <p>あと、会議録の作成のため、速記士もZ o o m参加しておりますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>続いて、会議資料を事前にお送りさせていただいておりますけれども、会議中は私のほうで画面共有させていただきますが、念のため、お手元にありますかどうかご確認いただければと思います。</p> <p>まず、会議次第のワードデータ、次に、資料1と資料2が一緒になっている「検診実施状況・対象者把握状況・見舞金支給状況」というエクセルデータ、資料3「調査・認定部会の経過等について」というワードデータ、資料4「補償・給付の流れ」というエクセルデータ、資料5「補償・給付内容一覧」というエクセルデータ、資料6「要綱の一部改正について」というワードデータ、資料7「浜見保育園アスベスト 説明用チラシ(案)」というワードデータ、資料8「ホームページ案」というPDFデータ、最後に、資料9「今後のスケジュール(案)について」というエクセルデータ、以上が本日の会議資料でございますが、送付漏れ等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>きょうは、久しぶりの委員会ということで資料が多くなっていますが、一つ一つ順を追って進めさせていただきますので、もしわからない点があれば、ご発言をいただければと思います。ただ、きょう、初めてのウェブ会議ですので、通常のような形で自由にご発言をされると、混乱するところがありますので、発言される場合は、挙手などでこちらに意思をお伝えいただいてから、私が指示した後、ご発言をいただければと思います。</p> <p>それから、速記者の方は、もし発言されている方が不明な場合は、遠慮なく申し出いただければと思います。</p> <p>では、議事に入る前に、今年度初めてでございますので、職員の方の交代等について、ご紹介いただければと思います。</p>

<p>事務局 (中野行政総務課主査)</p>	<p>事務局等々含めまして、この4月に交代がございましたので、紹介させていただきます。 まず、子ども青少年部及び保育課でございますが、子ども青少年部長として宮原が着任しております。宮原から一言、ご挨拶させていただきます。</p>
<p>担当課 (宮原子ども青少年部長)</p>	<p>今年度4月から、子ども青少年部長を拝命しております宮原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 委員の皆様におかれましては、これまで浜見保育園のアスベスト健康被害対策につきまして、ご尽力いただき、本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。 浜見保育園に在園にしていた児童の皆様も、年齢が上がってきておりました、今後アスベスト関連疾患を発症される方も出てくるのが想定されます。市といたしましても、リスクコミュニケーションの徹底と市民の安全・健康を守る社会基盤の公衆衛生の観点からも、しっかりと支えて制度を運営してまいりたいと思いますので、本日は、皆様からのさまざまなご意見をいただきたく、よろしくお願いいたします申し上げます。</p>
<p>事務局 (中野行政総務課主査)</p>	<p>では、続きまして職員の紹介になります。 まず、保育課長の古郡でございます。 保育課主幹の岩井でございます。 保育課課長補佐の椎名でございます。 保育課上級主査の福岡でございます。 担当の中田でございます。 職員課につきましては、主幹の石田が担当となっております。 事務局の行政総務課では、課長補佐の増田が新たに担当となっております。 以上、簡単ではございますが、事務局、担当課の紹介を終わらせていただきます。改めまして、今後ともよろしくお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、議題に入っていきたいと思います。</p>

	<p>きょうは、お配りしている次第のとおり、大きく2つです。まず、今年度の検診結果が1つです。もう一つ、この間、調査・認定部会のほうで議論を進めてきているのですが、その経過と今後の対応案についてということになります。</p> <p>まず、議題1「令和2年度浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果等について」、保育課からご説明をお願いいたします。</p>
<p>担当課 (中田保育課職員)</p>	<p>それでは、議題1「令和2年度浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果等について」、資料1及び資料2についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、資料1をご覧ください。資料1は、検診の結果になります。今年度の検診の結果については、太い枠で囲ってある部分になります。</p> <p>まず、胸部X線検診のご案内を298名に送付いたしました。昨年度から39名増えておりますが、入園から20年以上経過している方として、新たに平成12年度の在園児が加わっております。そのうち、実際に読影を受けられた方が47名、「異常なし・正常範囲内」の方が41名、「所見あり 精密検査不要」の方が3名、「次年度の受診推奨」の方がゼロ名、「要精密検査」となった方が3名でした。</p> <p>次に、下の表では胸部CTの読影結果、つまり精密検査の結果について記載しております。</p> <p>今年度の読影実施人数が4名で、これは先ほど申し上げた今年度胸部X線検診の読影をした結果、「要精密検査」となった方3名と、昨年度の精密検査の読影を行った結果、「要観察」となった1名の合計4名になります。精密検査の読影をした結果、「問題なし」が2名、「要観察※」の方が2名となっております。なお、下に※で記載してありますとおり、要観察の所見の方は、疾患は認められていないものの、念のため経過観察をしている方となります。</p> <p>なお、検診の結果につきましては、本年2月1日に発送しているア</p>

	<p>スベストニュースレターで皆様にお知らせしております。</p> <p>資料1の説明は以上になります。</p>
委員長	<p>検診結果について今、ご報告いただきました。結果的には、2番目の胸部CTの読影結果のところに、「要精密検査」のことが出てきていますが、「要観察」の方が2名いらっしゃいますけれども、これは念のため調べて、観察をされているということですね。</p> <p>今のご報告について、何かご発言ありますでしょうか。</p>
久保委員	<p>X線の読影で47名、「要精密」でCTを撮った方が去年も含めて4名ということですが、大体1割ぐらいですよ。通常の健康診断でも、胸部CTまでなるかどうかは別として、これぐらいの所見があるというのは、通常の率としてあるものなのではないでしょうか。</p>
名取委員	<p>肺がん検診とか、そういう場合の要精密検査率というのが、委員会によって違いますが、5%とか10%ぐらい、もうちょっと高いところで20%ぐらいのときもありますが、そのくらいあって、非常に慎重に見てしまうと、要精密は高くなるけど、逆に偽陽性が増えてしまう。たくさんの方に検査すると、実際の本当の陽性率は少ないというふうになってしまう。逆に、非常に絞って数%とかにしてしまうと、陰性も減ってしまう。そういう関係になるということで、まあ通常の範囲ぐらいです。</p>
久保委員	<p>わかりました。</p>
委員長	<p>そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(質問、意見：なし)</p> <p>では、今の時点で特になければ、次に進みたいと思います。また後で、全体を通じて何かあればご発言いただければと思います。</p> <p>それでは、資料2のご説明をお願いします。</p>
担当課 (中田保育課職員)	<p>続いて、資料2をご覧ください。資料2は、浜見保育園園児の把握状況と見舞金の支給状況についてまとめた表になります。前回の対策委員会で提出したものをもとに、ご意見をいただいた部分に</p>

ついて修正したものです。

まず、左端の区分に期間Aから期間Gまでございます。それぞれの期間は右側に記載されているとおりで、例えば期間Aは昭和47年4月～昭和59年10月で、吹き付けアスベストが露出していた期間です。

その右側が対象となる「園児数」で、Aの期間とBの期間を合わせて480名です。この480名は※で記載しておりますが、当時の資料がないため概算の数字になっております。

その右側が「台帳登録人数」で、318名。台帳では対象者の名前、生年月日、住所などを管理しております。

その右側は、アスベストニュースレター等を送付した際の「返戻者数」を記載しております。その右側は、今年度の返戻者数を記載しております。

さらにその右側では、現時点で「通知可能人数」として189名、対象園児に対する「把握率」の39%を記載しております。

その右側は、「見舞金申請者」及び申請率を記載しております。

次に、各期間になります。期間Bと期間Eについては、前回の委員会でもお話がありましたが、住民基本台帳の情報等を活用して、当時在園していた方の記録が確認できましたので、前回の委員会と比較して57人増加しております。

また、期間C及び期間F、期間Gにつきましては、囲い込みやアスベスト除去が行われた期間であり、リスクレベルが低く、見舞金等の対象とならないことから、対象となる方を明確にするために、人数等は記載しておりません。

最後の行が合計の欄です。園児数は概算になりますが、830名、そのうち台帳登録されている方が668名、返戻者が合計181名、うち令和2年度に戻ってきてしまった方が10名、通知可能な人数が487名、把握率が59%、見舞金の支給者が356名で、申請率が43%となっております。

	<p>次に、資料の下段の表は、見舞金の対象区分ごとの把握状況を記載したものです。</p> <p>また、資料の一番下では、今年度、対象者の把握をするために実施した情報呼びかけの内容を記載しております。</p> <p>まず、藤沢市を通る鉄道会社の駅に情報提供ポスターの掲示を依頼しています。具体的な場所につきましては、江ノ島電鉄の全ての駅と、J R 東日本の藤沢駅と辻堂駅、また小田急江ノ島線の藤沢市内にある9カ所の駅に依頼しております。こちらは令和2年12月から掲示していただいております。次に、市民センター及び公民館に令和2年7月からポスターを掲示。次に、令和2年12月25日号のタウンニュースに記事を掲載しております。</p> <p>このような掲示等を見て、数人の方からお問い合わせいただき、お一人の方を新たに把握することができました。</p> <p>また、情報提供の呼びかけについて、前回の委員会において、把握していない方の情報を保護者委員に提供できないかというお話もあり、改めて条例等の確認をしましたが、特定の個人について市が把握していないという情報も個人情報に当たることから、提供はできないものと考えております。</p> <p>このような状況ではありますが、引き続き周知や把握に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>資料2の説明は以上になります。</p>
<p>委員長</p>	<p>進捗状況を報告いただきました。この資料の下の小さい表にあるように、現在、通知が可能な人数が487名、このうち見舞金を申請された方が356名という状況だということです。</p> <p>これについて何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。</p>
<p>赤堀委員</p>	<p>平成11年から平成16年度にいらっしゃった方の返戻数が10名と書いてあるのですが、この期間でしたら、我々のネットワークで探し出せると思うのです。うちの子どもたちがちょうど一緒だった時期ですよ。この10名だったらわかると思うのですが、そ</p>



	<p>れでも個人情報の関係でお教えいただくことはできないのですか。そういうシステムはないのでしょうか。</p> <p>今、個人情報だからダメだと言われましたが、この10名ならば絶対わかるのに、せっかくわかるのに。そこを何とかする方法を調べてきてくださいと、前回お願いしたのですが。</p>
名取委員	<p>恐らく市の立場からすると難しいということになるので、赤堀委員がわかる範囲の名簿を作って、藤沢市に提出するということができますか。つまり、赤堀委員がわかっている複数名の情報を、「この人たちはわかっています。これを参考にあげます。絶対ほかの人に渡してはダメですよ」、そういうことで提供することができれば、市としてはそれが活用できるのではないかと思います。そうすると、お互いウィン・ウィンになるかと思いますが。</p>
赤堀委員	<p>平成11年から16年度の間に在籍した方のものを全部こっちが作って提供するということですか。</p>
名取委員	<p>赤堀委員が現在把握している方の氏名と住所だけでよいと思いますよ。それを市へ渡すことはできますか。</p>
赤堀委員	<p>それはそれでできるかと思いますが、今回返戻になった方々は、きょうだいとかもいらっしゃるし、つてもあるので、この10人だったら何とか連絡をつけることが可能だと思うのですが。</p>
名取委員	<p>とりあえず、赤堀委員が持っている情報を渡して、そこから始めたらいいのではないですか。</p>
赤堀委員	<p>こっちでわかっている、この人たちの住所はここですよというのを、全部出して市に提供するということですかね。</p>
名取委員	<p>わかっている範囲でいいので。つまり、市から「この人の住所がわかりません」というのはできないので、「知っている情報を提供しましたよ。でも、ほかの人に渡さないでね」というふうにしていけば、市が新たに把握できて、対象者が増えると思います。</p>
委員長	<p>今の話でいくと、赤堀委員がご存じの方の情報を市に提供していただいて、その中でまだ戻ってきた方がいれば、その後でまた対応</p>

	していくということですね。
赤堀委員	渡した方のうち、返戻になった方というのも、教えてもらえないのでしょうか。
委員長	そこも恐らく教えられないと思います。
久保委員	要するに市から、当時この人も在園したということをお教えられないわけですよ。この人がこの保育園にいた、いないというのは個人情報になってしまうので、今の条例からすると、それは教えられないわけですよ。逆に、赤堀委員が把握している情報を教えたら、市で返戻になっている人と照合して、ほかからの情報提供だということで、その住所へ送るということはできるわけですよ。皆さんが言っているのはね。 赤堀委員がどの程度、住所なりを把握しているかというのがちょっとわかりませんが。でも、すでに赤堀委員から、市に対してそれを行っているのでしょうか。
赤堀委員	引っ越した方たちには、新しい住所を市に連絡をしてねというのは伝えていますが、ご本人たちがそれをしたかどうかは、こっちではわからないので。そういうのを全部紙に起こして、一旦市に提出するということですか。
久保委員	市のほうでその情報を得られれば、そこへ送ってみるということはできるということです。
赤堀委員	私が持っている情報は確実だと思います。離婚された方とかもいるし、そういうことも含めて知っているのです。
久保委員	離婚したら姓が変わっていることもありますよね。
赤堀委員	そういうところもありますので。逆に相手方に、私が市に連絡していいですかと聞いて、それを紙にして市に出すほうがよいのでしょうか。
名取委員	基本的には、市には守秘義務があるので、赤堀委員が提供できるものは提供してしまえばよいと思いますよ。
赤堀委員	それがなかなか難しくて。

名取委員	それをやったら、また進むと思いますよ。少なくとも5～6人の人は増えると思いますので。頑張ってみてください。
委員長	今の仕組みでそれがなるかどうか、ちょっと市のほうでも検討していただいて、赤堀委員も一遍に全部データベースを作るのは大変かもしれないので、部分的にでも一度作ってみて、それを市のほうと少し調整していただく。それから始めてもいいと思います。
名取委員	市に質問なのですが、例えば赤堀委員から7人分の情報提供がありました、送って見たら3人はちゃんと着きました、返事が来ました。次回の委員会でそれを明らかにしていただくのは、問題ないのでしょうか。
担当課 (岩井保 育課主幹)	とてもありがたい話だと思っております。今の点については、7人に対して3人の方は送付できたという情報であれば、個人を特定できるものではないので、お話ができると思います。 赤堀委員がよろしければ、また個別にご相談させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。
赤堀さん	はい。わかりました。
委員長	よろしくお願いします。 そのほかいかがでしょうか。
牛島委員	今のことに関連して、期間Dの何年度は何人がわかりませんみたいな情報は難しいですかね。それも参考になるなと思うのですが。平成11年度が例えば2人とか、平成16年度は5人とか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。
担当課 (岩井保 育課主幹)	ここの期間の細分化という話だと思いますので、数字は出せると 思います。今後用意したいと思います。
牛島委員	であれば、きっといいかなと思いますので。
委員長	ほかいかがでしょうか。よろしいですか。 (質問, 意見: なし) では、ここについてはご報告をいただいたということにさせてい

	<p>たきます。</p> <p>それでは、議題の大きな2つ目に移らせていただきます。</p> <p>調査・認定部会の経過、それから対策制度案についてということ です。こちらについては資料が結構ありますので、順を追ってご 説明いただいた後、ご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。 では、事務局のほうから、順次ご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (中野行政総務課 主査)</p>	<p>まず、資料3をご覧いただければと思ひます。これまでの間、調 査・認定部会を計9回開催しております。開催日時等につきましては、 こちらに記載のとおりでございますので割愛させていただきます。 続いて、2「議事概要」をご覧いただければと思ひます。 まず、第7回、こちらは一昨年の第14回委員会の後の部会となり ますが、第14回委員会の際に課題となりました、休業補償の考え 方を議論させていただいております。 その委員会において、実所得に基づく金額で支給することも検討 してはというご提案をいただいたのですが、自営業者の方等の課 題が大きいということと、この制度自体の公平性・迅速性という観 点も踏まえて、第7回では、再度議論しましょうという形になって おります。 それを踏まえて、第8回を開催しています。こちらは2つ議題があ りまして、1つは職員に対する補償給付の考え方を検討しており ます。職員に関しましては、園児と異なりまして、いわゆる地方公 務員災害補償基金という労災に近いようなものがございまして ので、そちらの対象外となった際に、給付金を支給するか否かの判断 を部会にて行っていただきたいと、ご提案をしているところでご ざいます。 先ほどご説明しました休業補償に関しましては、第8回でご議論 いただきまして、最終的には本日、この後ご説明させていただきます</p>

	<p>すが、性別を除く、年齢別の賃金センサスを活用していくということで、考えをまとめさせていただいたところです。</p> <p>第9回までの間がこのコロナ禍もありまして、だいぶあいだがあきまして今年度の開催になります。休業補償の改めての確認ですとか、休業補償という名称が誤解を生む表現じゃないかという話もあったので、こちらも本日までご説明しますが、「休業・生活補償」に変更するとか、そういったことを確認しております。</p> <p>第10回、第11回等につきましても、本日の資料となっておりますパンフレット、チラシですとか、ホームページ(案)のことをご議論いただきまして、また、事務フローなどもご検討いただいております。</p> <p>第12回ころから、発症申し出があった際のリスクの視点からの起因性判断ということで、考え方を検討しております。補償ですとか給付のリスクの観点からの関係性ですとか、実際に補償とするか、給付とするかという際の基準などを整理していく必要があるだろうということで、たたき台を作っております。</p> <p>その中身につきましては、第13回、第14回、第15回と、引き続き検討させていただいております。今後にもさらに検討していくという状況でございます。</p> <p>議事概要としては、雑駁になりますけれども、計9回、そのような内容で議論させていただきまして、次回は来月あるいは4月ごろに開催させていただく予定となっております。</p> <p>調査・認定部会の議事経過は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>このような形で議論が進んでいるということですが、内容的には、後から出てくる資料で案が出ていると思いますので、後でご議論いただければと思います。今の時点で何かご質問等ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見：なし)</p> <p>それでは、次の資料に移りたいと思います。</p>

<p>担当課 (中田保 育課職員)</p>	<p>続きまして、資料4をご覧ください。資料4は、前回の対策委員会で提出したアスベスト健康被害対策における補償・給付制度の流れについて、前回の対策委員会後に変更した部分がありますので、ご説明させていただきます。</p> <p>変更箇所は黄色い網かけの部分になります。まず、資料の上段左側の「アスベスト関連疾患の発症から」、右に3列目、「諮問・判定」の箇所について、調査・認定部会への諮問後、調査・認定部会では調査員による調査や、必要に応じて専門病理医へ意見聴取を行って判定を行うというところを書き加えました。また、補足になりますが、専門病理医への意見聴取については、名取委員からのご紹介がありました医師に、8月にご挨拶に伺いまして、様式も見ていただいて、判定の際にはご協力いただけることとなりました。</p> <p>その「諮問・判定」の右側の「答申」のところ、こちら黄色い網かけが入っていませんでしたが、こちらについても修正点がござります。その右の「答申」については、「市が、調査・認定部会から答申を受ける」の後ろの括弧内について、専門病理医に意見を聴取した際に、アスベスト関連疾患ではなかった場合も考えられるため、「アスベスト関連疾患か否かの判断等について」という部分を追記いたしました。</p> <p>次に、3列飛んでいただいて「認定」の部分について、前回の委員会で提出した資料では、本人が給付対象である場合と本人が補償対象である場合に、市が認定通知書を本人へ送付する。本人が対象外である場合に、不認定通知書を送付するとしておりましたが、文面をより具体的に書きかえまして、給付対象の方には、「『給付』する旨の決定通知書を送付する」、補償対象の方には「『補償』する旨の決定通知書を送付する」、対象外の方には「『不認定』の旨の決定通知書を送付する」という形に修正いたしました。</p> <p>また、表の下段の在園児本人が亡くなった後に遺族等から申請する場合の流れについても、上段と同じように修正を行っております。</p>
-------------------------------	--

	<p>す。</p> <p>資料4の説明は以上となります。</p>
委員長	<p>一部修正が入っているということです。</p> <p>こちらの資料について、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。特によろしいでしょうか。</p>
牛島委員	<p>資料4の右側、今、説明を受けてない部分はこれからののかもしれませんが、発症後で申出書の受理から2年前までさかのぼるというあたり、議論の過程を伺いたいと思います。</p>
委員長	<p>こちらについては、以前も同じ形でしたか。</p>
事務局 (中野行政総務課主査)	<p>同じです。</p>
委員長	<p>牛島委員、ここについては以前と変わってないということですが。</p>
牛島委員	<p>そうですか。では結構です。</p>
委員長	<p>ほかの点、いかがでしょうか。</p> <p>(質問、意見：なし)</p> <p>よろしければ、次の資料に移りたいと思います。</p>
担当課 (中田保育課職員)	<p>続きまして、資料5をご覧ください。資料5は「園児のアスベスト健康被害対策における補償・給付内容一覧」です。こちらも前回の委員会で提出しましたが、変更点と追記したものがありますので、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、上の黄色い網かけの部分です。補償欄の「休業・生活補償」について。以前は「休業補償」となっておりましたが、前回の委員会でのご意見を踏まえて、働いていない方等への補償を明確にするため、名称を「休業・生活補償」に変更したものです。</p> <p>もう一つの変更点として、枠の下には給付基礎日額の考え方を記載しております。前回の委員会では、性別と年齢別による平均賃金</p>

	<p>としておりましたが、性別による差を設けることに対してのご意見を踏まえまして、今回、年齢別の平均賃金のみで計算することに改めております。</p> <p>資料5の説明は以上です。</p>
委員長	<p>前回の議論，その後の部会の議論を踏まえてこういう形になっているということです。</p> <p>この点について何かありますでしょうか。</p>
牛島委員	<p>事務局に提供した，性別のグラフを示していただけませんか。</p> <p style="text-align: center;">(資料を画面にて示す)</p> <p>藤沢市はオリンピックの会場にもなっており，性別を入れなくてよかったなと思っています。</p> <p>共有画面で今，出しているように，性別で言うと，男性，女性で結構差があって，そのちょうど中間あたりに，全労働者というのが来ています。</p> <p>これは令和元年で，上のほうが男性の年齢別，下のほうが女性の年齢別で，明らかに40代，50代の差が出ているんですね。</p> <p>もうちょっと下へ行くと，これが数字で出ているわけです。</p> <p>次のページは学歴だから，あまり関係ないですね。大学卒か高校卒かで違う。</p> <p>次は，上が男性，下が女性で，真ん中が全労働者となっています。</p> <p>これは年ごとの全体で，年齢別ではないのですが，今，性別にかかわらない全労働者ということでは，こういう流れになっています。</p> <p>参考までにご説明させていただきました。</p>
委員長	<p>実際のデータも見せていただきましたが，基本的には男女の区別なく扱うということで進めるということですね。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(質問，意見：なし)</p>



	<p>では、次に進めたいと思います。</p>
<p>担当課 (中田保育課職員)</p>	<p>資料6についてご説明させていただきます。資料6はアスベスト健康被害対策実施要綱の改正の案でありまして、こちらは変更箇所のみ抜粋したものです。資料の左側が現行の要綱、右側の黄色い網かけ部分と取り消し線が変更した部分です。</p> <p>まず、第8条の検診の対象者について、現行の要綱では「検診実施時点において在園の初年から20以上経過し、かつ、20歳以上のもの」と定めておりますが、在園の初年から20年以上経過している方は全て20歳以上の方になりますので、条文を整理しまして、「かつ、20歳以上の」という条件を削除しております。</p> <p>次に、第14条ですが、現行は「藤沢市石綿関連疾患認定部会」となっておりますが、前々回の対策委員会において、「藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会」という名称に変更されておりますので、修正いたしました。</p> <p>次に、第14条2項の給付金の支給基準について、現行では「他の発症原因が考えられない場合は、給付金を支払う」と定めておりますが、部会でのご意見を踏まえまして、本来の意図をより明確にするために、「他の発症原因に起因すると考えられない場合は、給付金を支払う」という形に変更しております。</p> <p>次に、第15条の「休業補償」については、先ほど資料5でご説明させていただいたとおり、「休業・生活補償」というふうに名称変更をしております。</p> <p>最後に、第24条「アスベスト健康対策見舞金決定通知書」については、正しくは「アスベスト健康被害対策見舞金決定通知書」ですので、名称を修正させていただきました。</p> <p>資料6の説明は以上になります。</p>
<p>委員長</p>	<p>要綱については、これまでご紹介いただいたものを反映していただいているところもあります。</p>

	<p>それから、第14条の2項については、旧の左側のほうだと、「他の発症原因が考えられない場合は、給付金を支払うものとする」ということになっていて、ほかの発症原因、特に肺がんなんかはいろんな原因が考えられるので、1つでも何かほかにも原因あるよということになると、給付金が支払われないという解釈になってしまう。そのあたりについてはもう少し検討して、ここでは「起因する」という言葉を使っているのですけれども、主にほかの原因が関係しているということが考えられない限りは、給付金を支払うという形に改められていると理解をしています。</p> <p>以上ですが、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(質問, 意見: なし)</p> <p>では、次、資料7です。</p>
<p>担当課 (中田保育課職員)</p>	<p>続きまして、資料7についてご説明させていただきます。資料7は、今後、窓口で提供するパンフレットの案になります。</p> <p>内容としては、補償・給付制度に関してわかりやすくご案内するものです。表(おもて)面では補償・給付制度の対象者の方について、裏面ではアスベスト関連疾患について、補償・給付制度についての説明になっております。こちらにつきましては、この委員会後、速やかに窓口や、市民センターに配架したいと考えております。</p> <p>また、裏面の「補償・給付対象となるアスベスト関連疾患」の「その他」のところ、国際がん研究所(IARC)が認める疾患を記載しております。こちらについては以前の対策委員会で、名取委員から、ドイツ語の文献の翻訳が必要とのお話がありまして、現在、専門の業者に翻訳をいただいているところであります。来週中に翻訳が完了する予定となっております。翻訳されたものについては、今後、調査・認定部会において活用してまいります。</p> <p>資料7の説明は以上です。</p>

委員長	では、この資料について何かご質問等ありますでしょうか。
久保委員	裏のほうで、これが間違いなのか、あえてそうしたのか、下のほうの「補償・給付制度」という部分があります。そこの左から2つ目の四角く囲んだところですが、「本人・親族による申請」とありますよね。これは意味としては、「本人・遺族による申請」という意味で書かれたのでしょうか。
委員長	そういうことですよ。
担当課 (岩井保育課主幹)	そういう考えで書いております。
久保委員	そういう考えで、あえて「遺族」という言葉を使わなかったわけですね。
担当課 (岩井保育課主幹)	ただ、確かに実際は遺族の方になりますので。どちらのほうが適切かというのは悩ましいところですが……。
久保委員	このままだと、本人以外の親族が代理人ということもあるかもしれないけれども、基本的に本人だから、普通は本人と遺族というのが、正確な言い方としてはそうだと思うのですよね。要綱や要領に沿って言えば。でも、「遺族」というのは、あまり文書などに出すのはちょっとあれだから、「親族」という言葉を使ったのかなと思ったり。それとも、これは間違いなのか、どっちなのでしょう。
担当課 (岩井保育課主幹)	間違いではなくて、これは先ほど資料4で説明させていただいたフローチャートの表現を引用しています。
久保委員	フローチャートで、親族という記載はありましたか。
担当課 (岩井保育課主幹)	こちらの「本人・親族等から」とありまして。そこを記載を合わせたかたちです。
久保委員	「事前相談」のところで「本人・親族等から」とあって、申し出自

	体は本人からでしょう。
担当課 (岩井保 育課主幹)	下は確かに「遺族等から」となっておりますので、ご指摘で言うとまさにそのとおりです。
久保委員	細かいところですから、誤解を呼ぶとあまりよくないと思うので、何か適切な表現を考えてください。
担当課 (岩井保 育課主幹)	ありがとうございます。
牛島委員	表(おもて) ページの2行目で、「吹付けによる仕上げがなされていたことから」というのは、私たちはだいぶ慣れたのでわかっているのですが、「仕上げ」という言葉の意味がよくわからない人もいますので、露出していたということが伝われば良いと思うので、その言葉を入れるのはどうでしょうか。「仕上げがなされて、露出していたことから」みたいな。一般の人が読むと、「仕上げ」って、ちょっとピンとこないのではないかと。
委員長	露出という言葉は、期間的には早い時期はそうなのですが、天井取付工事があった後は、上側にあったので露出はしてないのですね。
牛島委員	書き分けるのも大変ですね。
委員長	「仕上げ」という言葉を外しちゃってもいいかもしれないですね。吹付材があったことは確かなので。
名取委員	ここですと、「これらの吹付けがなされていた」でもいいのではないですか。「仕上げ」を取っちゃって。
牛島委員	吹付けがなされていた。
名取委員	「天井の一部にアスベスト含有材の吹付けがなされていたことから」とか。
久保委員	そこが後々の一番のもとですから、いいのではないのでしょうか。
牛島委員	承知しました。
担当課	ありがとうございます。そのように修正を。

(中田保育課職員)	
名取委員	先ほど、この委員会が終わり次第、このチラシをどこかに配るか、貼るか、そんなことを言われたように思ったのですが、それはどうということか、もうちょっと事務局から説明を。
担当課 (中田保育課職員)	この委員会後、速やかに窓口とか市民センターに配架を検討しております。
名取委員	資料の裏にも行くのですが、間違っていないかもしれないですが、具体的な中身はまだ決まっていないところなので、9月からという日程案も、もう一個のほうでは書いてあったので、そこの整合性がいま一つよくわからないのですが。後でもう一回戻っていただいてもいいのですが、今後の予定の市の皆さんで決めたのと、ちょっとずれているようなご説明に聞こえました。
委員長	今の時点で、そのあたりいかがですか。特に市としては、整合性がとれているという理解でよろしいのでしょうか。
担当課 (岩井保育課主幹)	そこに記載している内容については、基本的に要綱に記載されている内容を掲載しておりますので、現時点である意味オープンな情報として取り扱われているものです。まずはこれを出して行って、実際に制度が始まったときには具体的に、例えば休業・生活補償についてはこういった計算でやりますよとか、葬祭費についてはこうですよといったものをご提示していく形になると思います。そのときはまた、より詳細なパンフレット等を用意してご案内をしていくものと考えていますので、まずはこういった制度が現にありますよといったところをご案内していきたいと考えています。
委員長	公表というか公開の時期については、また後で議論があるかもしれないということでとどめておきたいと思います。 ちょっと細かいのですが、裏の四角のアスベスト関連疾患の「その

	<p>他」の部分で、IARCの日本語で「研究所」になっているのですが、普通は「研究機関」と言っていると思うので、「研究所」のところを「研究機関」というふうにしておいていただいたほうがいいと思います。</p> <p>それから、補償・給付制度の最初の2行、すごく細かいのですが、フォントがちょっと小さいのがありますよね。「補償・給付制度の対象者が、石綿関連疾患に罹患した場合」という部分は、フォントが1つ小さいと思うので。ちょっと職業病的で申し訳ないですが、フォントを合わせていただければと思います。</p>
<p>担当課 (中田保育課職員)</p>	<p>すみません。ありがとうございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ほかよろしいでしょうか。</p> <p>(質問、意見：なし)</p> <p>では、また何かあれば後でご発言いただければと思います。</p> <p>次、資料8、PDFですね。</p>
<p>担当課 (中田保育課職員)</p>	<p>続きまして、資料8についてご説明させていただきます。資料8は、補償・給付制度についてのホームページのイメージの案になります。</p> <p>上から、「事案の概要」、「補償・給付制度概要」、「対象となるアスベスト関連疾患について」。次に、アスベスト関連疾患を発症された方に記入していただく申請書類、医療機関向けの説明、最後に「よくある質問」ということで掲載していきたいと思っております。こちらについては、現在、調査・認定部会で調整を行っている補償・給付の要領等が定まってから掲載することを想定しております。次の資料でスケジュールをご説明させていただくのですが、本年10月ごろの掲載を想定しております。案ですので、ほかに記載したほうがよい項目などがありましたら、ご意見をい</p>

	ただければと思います。 資料8についての説明は以上となります。
委員長	何かご質問あるいはこういう点についても加えたほうがいいのではないかとということがあれば、ご意見をいただければと思います。
牛島委員	見舞金のことは、こことは別にもう載せているという理解でよろしいのですか。これは補償・給付制度についてで、まだ決まってないから載せていないけど、見舞金はもう始まっているから、別で載せているということですか。
担当課 (中田保育課職員)	見舞金については、こちらでは記載していませんが、今上がっている浜見保育園のアスベスト情報サイトに載っております。あくまでこちらのホームページは、補償・給付制度についてのものになります。
牛島委員	わかりました。結構です。
久保委員	見舞金の申請期限は、具体的にいつでしたか。
事務局 (中野行政総務課主査)	要綱開始から5年になります。
久保委員	5年だから、まだ余裕はあるのでしたっけ。あと2～3年くらいはありましたか。
担当課 (岩井保育課主幹)	それぐらい残っていますね。
久保委員	2～3年あるなら、まだ慌てることもないですね。後で詳しいことは教えてください。
担当課 (中田保育課職員)	この要綱が施行されたのが平成30年12月21日で、そこから5年になりますので令和5年の12月が期限ということになります。
委員長	これはいつごろ公開されるというお話でしたか。

<p>担当課 (中田保育課職員)</p>	<p>次のスケジュールでご説明させていただくのですが、想定だと、ことしの10月になります。</p>
<p>委員長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>(質問, 意見: なし)</p> <p>特になければ, 次に進めたいと思います。</p> <p>今後のスケジュールをお願いいたします。</p>
<p>担当課 (中田保育課職員)</p>	<p>続きまして, 資料9のスケジュールについてご説明させていただきます。資料9は, 今後のスケジュールを記載したものになります。</p> <p>まず, 上から, 「浜見保育園アスベスト健康被害対策にかかる制度全体の整備」として, 補償給付要領やマニュアル類の整備を令和3年9月を目途に完了し, 10月から相談業務を行っていきます。ちなみに, 10月までの間も対象の方でご相談, ご申請を希望する方がいらっしゃれば随時対応してまいります。</p> <p>次に, 「藤沢市石綿関連疾患対策委員会の開催」です。今回の2月10日の開催と, 7月から8月ごろに制度の整備についての説明等を, 来年1月以降に検診結果の報告等を予定しております。</p> <p>次に「アスベストニュースレターの発送」については, 今年度は2月1日に発送しておりますが, 来年度は10月に発送を予定しております。このニュースレターで, 翌11月に開催予定の説明会のご案内を行う予定となっております。</p> <p>次に, アスベスト事案の説明会については, 今年度は3月20日に開催予定で, 来年度は制度全体の整備後に説明の機会を設けたく, 11月の開催を予定しております。</p> <p>次に, 定例的に行っておりますが, 胸部X線検診及び読影会については, 9月から10月。</p> <p>見舞金のご案内については, 11月ごろを想定しております。</p>



	資料9についてのご説明は以上になります。
委員長	来年度まで含めたスケジュールということですが、いかがでしょうか。
名取委員	<p>今のスケジュールを見ていただくとわかると思うのですが、今度の石綿関連疾患の委員会、8月の段階で、ホームページにはこんなことが記載され、配るパンフレットはさらにもっと詳しいものができ上がって、それを皆さんに見ていただいた上で、承認されたものがおもてに出ていくことになって、10月から本格的にいろいろな相談とかが始まっていく。そういうことを踏まえて、改めてもう一回詳しい説明会が開催されたり、ニュースレターが出ていくということになります。なので、次の委員会は皆さんからご意見をいただく大事な場になります。</p> <p>実際問題としては、制度がそこまで固まっていくこととなりますので、そこでご意見をいただくためには、せめてそれぞれの保護者委員の方には事前に送らないと、その場で質問というわけにもいきにくいと思うので、できれば2週間ぐらい前には、一部の資料以外は全部作って配付して、よく読んでおいていただいたうえで委員会の開催をお願いしたいと思います。</p>
委員会	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、ほかの点、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>今、名取委員がおっしゃったように、次の委員会、それからその後の動きでかなり具体的なものが確定していったら、皆さんにお伝えしていくということになりますので、そういう意味ではこれから半年ぐらい、かなり大事な時期かなということですね。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見：なし)</p> <p>それでは、用意された議題は以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	先ほど資料9にお示ししたとおり、ことしの10月、制度開始とい

<p>(中野行政総務課主査)</p>	<p>うところを目途に、今後も調査・認定部会の議論を進めさせていただくとともに、委員会も夏ごろ開催させていただきたいと思いますので、皆様におかれましても、また日程調整等、ご協力いただければと思います。</p> <p>また、ことしの3月31日で委員の皆様の現在の任期が終わりますので、選出母体等に推薦依頼等をさせていただいているところでございます。それについてもお取り計らいいただければと思いますが、清水委員と吉村委員からは、今期でご辞退ということでご連絡を頂戴しております。</p> <p>吉村委員はきょう、ご不在でございますが、清水委員はきょうの会議が最後になるかと思っておりますので、これまでのご尽力、ご協力に関しまして、この場を借りて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。</p>
<p>清水委員</p>	<p>大変お世話になりました。あまりお役に立たないままで、ちょっと年齢的なこともありまして、臨床心理士の仕事を退こうと思っております。ただ、この委員会の関係で、次の方にどのように引き継ぐのか、すごく難しいなとは思っているところがあります。できるだけいい方に引き継ぎたいなと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (中野行政総務課主査)</p>	<p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>吉村委員はいらっしゃらなかったということですね。</p>
<p>名取委員</p>	<p>吉村委員は、読影の部会のほうも退かれるということなんですか。</p>
<p>事務局 (中野行政総務課)</p>	<p>コロナの関係等でお仕事がちょっと逼迫しているということで、今、藤沢市の医師会のほうに別の方の推薦をお願いしているところでございます。</p>

主査)	
名取委員	了解いたしました。
委員長	ほかよろしいでしょうか。 では、これで委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上